

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月29日 22時45分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島南方沖 蓋井島灯台から真方位167° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 02.7′ 東経130° 47.9′）
事故の概要	漁船 ^{こうえい} 光栄丸は、航行中、また、漁船 ^{みょうゆう} 妙祐丸は、漂泊中、両船が衝突した。 光栄丸は、船長が負傷し、球状船首に擦過傷を生じ、また、妙祐丸は、右舷中央部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和5年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 光栄丸、2.9トン YG3-54845（漁船登録番号）、個人所有 10.24m（Lr）×2.33m×0.75m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、平成4年11月14日 第291-33917号（船舶検査済票の番号） B 漁船 妙祐丸、2.8トン YG3-48441（漁船登録番号）、個人所有 10.71m（Lr）×2.18m×0.70m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、昭和59年7月7日 第291-39159号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 令和3年4月20日 （令和8年10月23日まで有効） B 船長B 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月29日 免許証交付日 令和2年4月22日 （令和7年10月10日まで有効）

死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 球状船首に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、小型底びき網漁を行う目的で、令和5年9月29日14時00分ごろ下関市下関漁港を出港し、蓋井島南方沖の漁場に向かい同漁場で操業を開始した。</p> <p>船長Aは、22時40分ごろ、法定灯火及び作業灯を点灯し、船首を下関市彦島の方向に向け、前路に他船がないことを確認して遠隔操縦装置のダイヤルで舵中央に設定したつもりで、約7ノットの対地速力で帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、その後、船尾甲板に移動して袋網内の漁獲物の選別作業を開始した。</p> <p>船長Aは、遠隔操縦装置で舵中央に設定したので、南東進しているものと思い、僅かに左舵の状態となっていることに気付いていなかった。</p> <p>A船は、左旋回しながら航行を続け、漂泊中のB船に向かう態勢となったものの、船長Aが船尾甲板で漁獲物の選別作業を続けていてその状況に気付かないまま、22時45分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが、ほぼ直角で衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で船尾甲板上に転倒し、起き上がろうとしたものの、手に力が入らず、仰向けのまま動けなくなった。</p> <p>A船は、衝突後、B船の網が絡索して停船したが、前進状態のままであったので、船長BがA船に移乗して機関を停止させた。</p> <p>A船は、絡索により航行が困難となったので、船長Bによる連絡で来援した僚船にえい航されて下関漁港に入港した。</p> <p>船長Aは、待機していた救急車で病院へ搬送され、非骨傷性中心性頸髄損傷と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、小型底びき網漁の目的で、14時00分ごろ下関漁港を出港し、蓋井島南方沖の漁場に向かい、同漁場で操業を開始した。</p> <p>船長Bは、22時30分ごろ、法定灯火を点灯し、船首を北方に向けて主機を中立運転とした状態で、漂泊しながら船尾甲板右舷側で揚網作業を開始した。</p> <p>船長Bは、揚網作業中、A船が右舷正横方から接近するのを認めた際、船長Aとは同じ所属漁業協同組合（以下「組合」という。）の知り合いであったので、A船が所用で接近してくるものと思い、揚網作業を続けた。</p>

	<p>船長Bは、減速しないまま接近するA船に衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、B船の右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後、B船の網が絡索して停船したA船に移乗したところ、転倒して動けない状態の船長Aを認めるとともに、A船の機関を停止させた。</p> <p>船長Bは、船長Aに声を掛けて容態を確認した後、B船に戻り、付近で操業していた僚船に漁業無線で救援を求めた。</p> <p>船長Bは、間もなく来援した僚船にA船のえい航を依頼し、残りの網を揚げ終えた後、帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、衝突後、船首を北方に向けて漂泊中のB船の右舷側に衝突したことを知り、遠隔操縦装置の舵中央に設定したつもりであったが、僅かに左舵の状態となり、左旋回したのであろうと、本事故後に思った。</p> <p>A船の遠隔操縦装置は、舵角のみを操作できるものであった。(写真1参照)</p> <div data-bbox="863 1014 1126 1370" data-label="Image"> </div> <p>写真1 A船の遠隔操縦装置</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、蓋井島南方沖において、航行中、船長Aが、彦島に向けて遠隔操縦装置を舵中央に設定したつもりが、僅かに左舵の状態となって左旋回していることに気付かないまま、南東進していると思い込み、船尾甲板で漁獲物の選別作業に意識を集中し、継続的な見張りを行わなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、蓋井島南方沖において、漂泊中、船長Bが、接近するA船を認めた際、組合の知り合いである船長Aが所用で接近してくるものと思い、避航動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、蓋井島南方沖において、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、僅かに左舵の状態となって左旋回していることに気付かないまま、漁獲物の選別作業に意識を集中し、継続的な見張りを行わなかったため、また、船長Bが、接近するA船を認めた際、組合の知り合いである船長Aが所用で接近してくるものと思い、避航動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中、自船に接近する他船を認めた場合、予断を持たずに、早めに音響や発光等による注意喚起を行うこと。 ・ 船長は、事故が発生した場合、適切な支援や指示を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

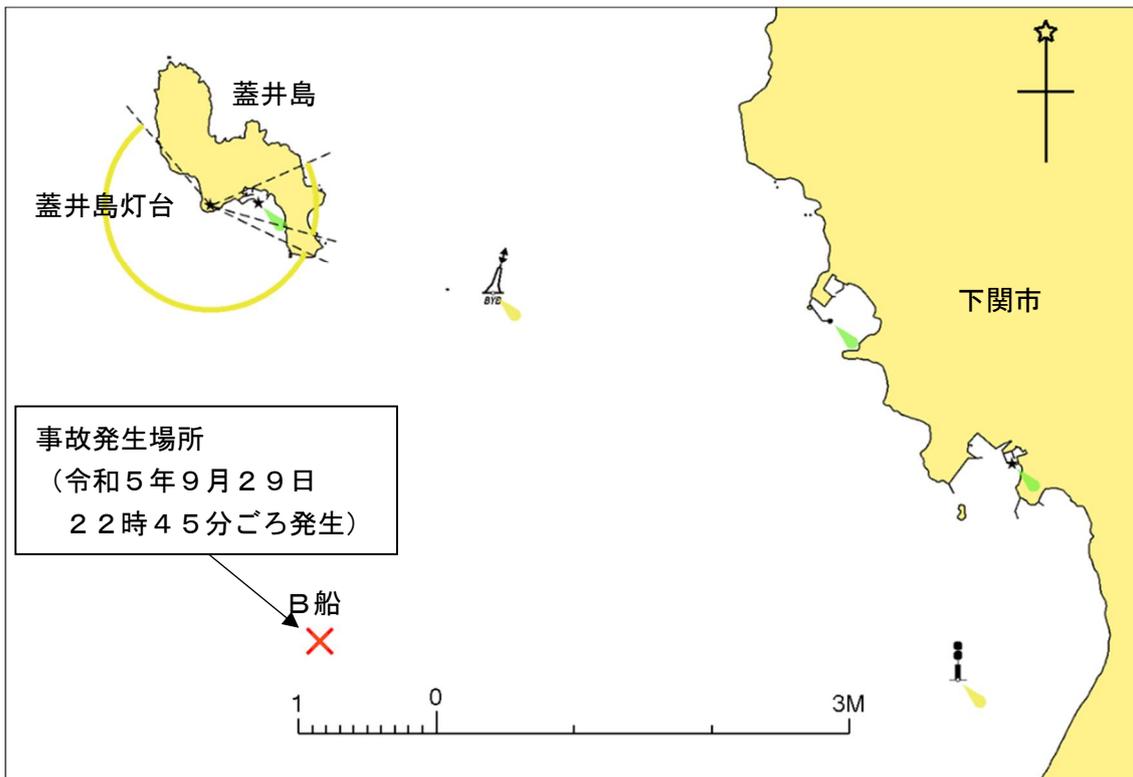


写真2 A船



写真3 B船

